

児童保護政策の現状と課題

本 間 真 宏

(昭和60年9月30日受理)

A Study on the Policy of Child Protection

Masahiro HONMA

(Received September 30, 1985)

はじめに

このところ児童福祉問題について論じられることがどうも少なくなったように思われる¹⁾。二つの理由があげられるのではないか。ひとつは行財政改革がいわれるなかでの社会保障、社会福祉についての後退化である。いまひとつは迫りくる高令化社会における老人福祉、老後の生活保障という問題の強調である。それらのトーンがあまり高く、強すぎるが故に、子どもにかかわる事柄が背後に押しやられてしまったようにみえるのである。さて前稿²⁾において私は今日の福祉行政の基礎を形作ったプロセスについて考えた。それは主として、戦前における内務省のあり様から考察してみたのであったが、そこで、私は政策決定に民間団体が果たした役割について言及がなかった点、今後の課題としたのであった。

ところで、これまでの私の仕事はいわゆる高令化社会の問題とは別に、子どもの問題に集中してきた。すなわち児童養護問題³⁾、保育行政について⁴⁾、さらに母子福祉(主として母子寮をめぐる諸問題)についての論稿⁵⁾などがそれである。これらの仕事をとおして、私はそろそろ昭和40年代以降の児童養護問題についてまとめておかなければならないことを知った。すなわち戦後の児童養護問題について考えてみてから⁶⁾、相当の年数が経ており、そこで課題として指摘しておきたいいくつかの点の検討が必要な作業となってきたのである。

まず課題としておいたところを掲げておくことにしたいと思う。第1に社会的養護とは何なのか、ということであった。30年代までの要保護児童対策はその後半から

大分、趣きを変えてきている。端的にいって一般家庭対策へと収斂されていくのではないか、という危惧さえ感じられたのであったが、そのことの検討がなされなくてはならない。第2に施設転換の動き、すなわち養護施設の障害児施設への転化という施策がどうなったか。あわせて施設処遇における専門性について、その後どのような論議がなされているのかをみていかななくてはならない。

第3は児童福祉法の規定およびそれにもとづくところの最低基準をめぐる、どのような変化がみられているのかということである。そして相談・措置機関としての児童相談所のあり様、現在の子どもたちの状況(とりわけ待機児童というとらえ方)がどうであるのかという検討が必要である。さいごに児童養護問題を考えていくさいに、発想の転換がなされなくてはならないのではないか。すなわち親権の自足性と公的責任の補足性を中核とする市民法的な発想では、今後における問題の把握は不十分なのではないか、ということであった。

これら5つの課題はそれぞれが独立してあるものではなく相互に関連しあって、今後の児童養護問題の検討すべき視点を示すものである。本稿では40年代以降の日本社会の変化のなかで、それらがどのような状況であったのかを考えてみることにしたい。

子どもをめぐる状況

いわゆる「養護に欠ける」⁷⁾ 子どもたちが生みだされてくる状況はつねに時代や社会のあり様と密接に関連している。それを40年代までに限って、かんたんにいうとすれば次のようになる。まず敗戦後の10年間ぐらいは戦後処理の段階として戦災孤児、浮浪児などの保護に追

われていた時期である。それが30年代に入ると、いわゆる家族解体化現象（それは今日にも引き続いてみられるが、私はむしろ新たな家族再編成の時ではないかと思う）が、それまでとは違った形であらわれてきたのであった。それをふりかえってみることにしたいが、ともかく多様な「養護に欠ける」児童の出現を促すことになったのである。

さて30年代からの高度経済成長政策は47年の石油ショックに到るまでに日本社会のそちこちに多くの歪みを生じさせた。この国の内閣としてはきわめて異例ともいえる長期政権となった佐藤内閣がその時期である（39年11月～47年7月）。内閣の長期化はトカゲのシッポ切りといわれる閣僚の更迭をくりかえしての政権の維持によるものであった。

赤字国債が発行されはじめるのはこの内閣の時である。それは年を追って増えつづけ、高度の技術革新や列島改造の資金源となっていく。後者が宅地の高騰を招き、種々の環境悪化をもたらしたことはよく知られている。そしてそれが今日の「行政改革」となっているのである。

すでに40年代の前半に、それまでの「三種の神器」はマンションブームのなかで、いわゆる3C時代をむかえていた。大学紛争は高校にまで波及していくのである。今日の教育の危機、荒廃化の兆はこの頃から表面化する。他方で、強力な管理体制の進行は教育についての根本的な論議がなされることなく、いたずらな「変革」論はかえって学歴社会へと押しやっていったように思われる。進学のためのテストや塾通いはたんに都市の子もたちにもみられる現象ではなくなっている。

いわゆる都市からの脱出とかUターン現象がマスコミでとりあげられること自体、農村の危機の深刻さを示すものである。出稼ぎ、三チャン農業、豪華な農機具などは日常化した。そうした日常生活を支えていくための現金収入を得る道はそのまま農業の衰退と結びつくものである。工業地域への労働力の供給は当分の間は農村からなされていくであろう。しかし少産少死型という家族再生産は農村においても例外ではない。わが国の食糧の自足率の低下は著るしく、人口移動の社会的な推移を検討していかななくてはならない。

ところで核家族化という現象はこれまでの扶養意識を急変させるとともに、「遠・高・狭」といわれる住宅政策と相まって、老人問題に代表される深刻な家族問題を生み出すこととなった。40年代からの「厚生白書」は毎

年のように高令化社会の到来について多くのページを割いている。けれども、その論調には社会保障、社会福祉の限界を説き、扶養の私的責任の強調が強くみられることに注意しなくてはならない。有吉佐和子の「恍惚の人」（47年）がどう読まれたのかは憶測の域を出ないが、どうも輝かしい老後よりは暗く辛い老人像をそれぞれの家族に抱かせたように思われる⁸⁾。このような扶養意識の変化はたんに老人に対してだけではないところに問題の深刻さがうかがえる。たとえば身内に難病患者をかかえる家族にとって、示しうる愛情の強さほどに経済的な負担に耐えられないという現実があることを知らなくてはならない⁹⁾。

また「未婚の母」¹⁰⁾という言葉が意味しているものについて考えなくてはならない。「ベビーホテル」について、私は一定の評価を与えているが¹¹⁾、それは少なくとも10年ほど前の「コインロッカー」と比較しての事である。それを無視してジャーナリズム風に「自立する女」とか「翔んでる女」という表現でもって「未婚の母」をとらえてはならない。ともかく折りからのウーマン・リブ運動のなかで、そのスローガンとして女性の解放、自立化に一応の貢献をしたことは認めたとしても、である¹²⁾。多くの女性たちが「それは理想でしかない、私は翔べない」という。それを健全な性分業のあらわれとみるかは問わないが、一部に与えた影響はさまざまな問題を生じさせ、いわゆる「性の解放」という風潮をもたらしてくることになったのである。こうした状況のなかで優生保護法の「改正」という問題が大きく取りあげられることになる。経済的理由による妊娠の中絶を認めるかどうか、という議論はさきの状況のなかで「楽しむための性」の結果の処理、という問題に矮小化されてしまっている。そして本来の「優性」保護とは何か、という問題がほとんど取りあげられていないことに注意すべきであろう。さらに、ひとりの産婦人科医が提起した、いわゆる「実子特例法案」についても無視することはできないものといえるのである¹³⁾。

10年間にわたった国際婦人年（IWY）のはじまりは昭和50年である。そのケジメとして男女の性差による法令の規定が改められようとしている。労働基準法における母性保護規定については賛否両論激しく交わされているが生活保護法における男女差の解消は当然といわなくてはならない¹⁴⁾。国際児童年（54年）そして国際障害者年（56年から10年）と国際的な動きのなかで、さまざまな

問題が指摘されてきた。E・ケイは前世紀末に「来るべき20世紀を児童の世紀にしなくてはならない」¹⁵⁾といった。後に述べるように、児童養育の責任はその親にある、といっただけでは何の問題も解決しないのである。E・ケイはもちろん産む性としての女性の自立について考えてはいる。しかしH・イブセンがその戯曲において、先駆的に示しているように、婦人の自立はまず子どもの生存、成長を危うくする¹⁶⁾。今日、われわれはA・ベール「婦人論」やJ・S・ミル「婦人の解放」そしてS・ボーヴォワール「第二の性」などの古典をみることがができる。その点からいっても、わが国における婦人運動、婦人解放の歩みは遅々としており、一部のマスコミが一時的にとりあげる性産業などの他はそれほどに変化していないと考えた方がいいのではなからうか。

さきに、ベビーホテルの問題に触れた。コインロッカー（子殺し）事件からベビーホテルの出現という10年ほどの流れのなかに、われわれは女性の意識の変化をみる必要があるのではないか。すなわちコインロッカーが騒がれた時には、子どもは生きていなかったのである。が、ベビーホテルが批難される今日、母親たちは子どもとともに生き、生活しているのである。劣悪な保育条件のベビーホテルに子どもを預けてまで働らなくても…というのかんたんである。事故がおきるまで社会はそれを放置していたのである。いまの児童福祉、社会的養護のあり様が問われなくてはならないのである¹⁷⁾。

社会福祉について考えるためには何にもまして貧困ということについての理解が重要である。ところが多くの人がととって「島の貧困」¹⁸⁾はみえていないのである。貧困はこの社会から消滅した、存在しないということまでいわれているようである。しかし生活水準の相対的な上昇にともなって、人びとは今度はその水準を維持し、さらに上昇させるための苦しみのなかにあるといえる。人間は一般に生活水準の上昇にともなう生活様式の変化には比較的に適応しやすいものである。しかし低下した生活には大人とか子どもとかにかかわらず、なかなか順応しえない。かって考えられもしなかった母親の蒸発。いまや母子心中とは「古典的」な現象とっていいのではないか。さらに生活苦、育児疲れなどからの逃避としてアルコール中毒、薬物中毒に陥入る主婦たちがいる。これらはサラ金地獄などと並んで家庭崩壊をさらに進行させていくのである。

急激な変動に何とか適応しえた家族はそれとして、多

くの家族は問題を内包しつつ、時には解体化していく。社会変動という大きなうねりに翻弄される小舟が家族であるといえる。それは一度味わった欲望を制御しえないでいる人間たちを示すものでもあろう。こうした状況のなかで生みだされてくる「養護に欠ける」子どもたちを前にして、親の養育責任をいうことに無意味さを感じるのは私のみではなからう。親の責任を問うことは必要であるが、われわれは親たちもまた社会変動の犠牲になっているということを知らなくてはならない。社会的養護の存立基盤はここに求められる。そして子どもたちはやがて親になるという、きわめて常識的な地点から検討していかなくてはならないのである。

さきにみたような状況のなかで、子どもたちの反抗はエスカレートしつつある。子どもが自立していくうえで親や社会への反抗はたしかに必要なものである。かつて非行とは彼らの反抗を示すものとして考えられていた。すなわち20年代の貧困型非行、40年代における遊び型非行という類型はその時々を反映した子どもたちの姿であった¹⁹⁾。いま第三の非行として「逃避型」ということがいわれる。そのことについてみながら、一応の区切りをつけておこう。さきに教育の場における状況について述べた。いわゆる「素直な戦士たち」²⁰⁾の未来は現在の激烈な競争を勝ち抜いて得られるものである。彼らはつねに大人をモデルとして、未来の姿として想定する。しかしそのモデルの現状は「窓際族」は肯定しないまでも、競争を適当に回避しつつ、「マイホーム」重視の生活が圧倒的である。小ジンマリとまとまった大人の姿、そうした社会に反抗しうるエネルギーすらない子どもたちの姿がみられはしないだろうか。こうした逃避しながらの反抗が社会に対してではなく家庭内においてなされる時、「虐待」とは子どもによる親へのそれとなる。登校拒否、自閉的傾向は幼児期における、このような状況の所産であるといえる。いわゆる「戸塚ヨットスクール」の問題は実に衝撃的な事件であった²¹⁾。

このような子どもたちをめぐる状況の全てか、一部を反映しての児童養護問題に対して、いまの社会はどのような対応をしているのかを次にみていくことにしたい。老人問題の陰にあって国際青年年(IYY)の意義があまり問われていない。先進国を自認する日本においては児童、青少年の問題は多くの国におけるものとは異なっているかもしれない。しかし次にみるような状況をけっして看過してはならないのである。

子どもに対する状況

社会的養護とは何らかの理由によって、自らの家庭における生活が不可能となった子どもたちに対してなされるところの第三者（他者）による養育である。ここで大事なことは児童養育の責任主体ということであろう。国及び地方公共団体は児童の保護者とともに責任を負っている。福祉の充実ということが個人や家族の生活上の責任を放棄ないし軽減させるのではないかといわれる。社会的養護はけっしてそのようなものではないことをはじめにいっておかなくてはならないと思われる。

児童福祉法はどのような子どもの状態が対象となるのかをそれぞれの「施設」の規定にゆだねている。したがって「養護に欠ける」児童とは養護施設がどのような児童を収容し保護するかというような規定になっている。法律としては当然のように抽象的な規定にならざるをえないが、実際の状況は行政庁による通達など細い指示がなされている。業務の最先端にあるのが児童相談所である。さらに福祉事務所でも対応しているが、業務としては保育所や母子寮、助産施設への入所措置がほとんどである。

さきに「戸塚ヨットスクール」事件はきわめて衝撃的なものであった、と述べた。それは起訴された罪が殺人ということだけではない。戸塚氏は次のように書いている。「スクールが求めているのは、学校からも病院からも見放された子どもたちだ。そして、ぎりぎりまで追いつめられて、どこも相談するところがなくなった、そういう問題児をもつ親たちだ」²²⁾。ここに40年代以降の児童養護問題への対応のあり様がみられるのではなかろうか。すなわち「規定」の谷間にある子どもたち²³⁾に対する援助をどうするかという問題への対応が問われている。

肢体不自由児のための養護施設、として「ねむの木学園」が開設されたのは昭和43年である。それは前述したように、対象となる子どもの状態によってではなく「施設」の性格から要保護児童をカテゴライズしている現行の規定によっている。いま法定施設は14種類になっているが当初は9種類であった。今後も「規定」の谷間にあって必要なサービスを受えられない子どもたちが生じてくることはさげえないであろう。このような状況を前提として、さしあたり児童養護問題における児相における処理の仕方についてみていくことにしたい。そのばあい、児童養育の私事性を当然のこととしながらも公的機関による正統で注意深い介入が児童の健全育成を図るうえで必要なことなのだ、ということが前提となっていることを知らなくてはならない²⁴⁾。

児童相談所における養護相談をみると表1のようになる。それによると面接による指導（73.9%）および児童福祉施設への入所措置が大半を占めている。児童を在宅のままでも対応していくか、施設に収容し保護することが妥当なのかという判断は相当に困難なことである²⁵⁾。たとえば離婚ケースのばあい、面接指導によるものが施設収容というよりも僅かではあるが多い。親の死亡、家出というケースのばあいでもほぼ同数となっていることなのである。ここで里親や保護受託者への委託というケースがきわめて少ないことに注目すべきである²⁶⁾。

さて児童養護問題に対して現在は児相における面接指導²⁷⁾と乳児院や養護施設などでの収容保護ということが基本的な部分となっている。ここで後者について考えておこう。収容施設において、たんに家庭の代替として衣食住を保障しさえすればいい、という考え方は否定されるべきである。家庭に恵まれない子どもたちに、施設ではそれ以上のものが与えられなくてはならないのであ

表1 児童相談所における処理方法別処理件数及び構成割合

	総数	訓戒誓約	児童福祉 司指導	里親・保 護受託者 委託	児童福祉 施設入所	国立療養 所委託	面接指導		その他
							1回のみ のもの	2回以上 継続のもの	
昭和56年度(件) 率 (%)	251,141 100.0	5,803 2.3	6,669 2.7	942 0.4	25,853 10.3	603 0.2	144,791 57.7	40,931 16.3	25,549 10.2
57 率	254,385 100.0	5,436 2.1	6,590 2.6	966 0.4	26,559 10.4	676 0.3	147,886 58.1	41,285 16.2	24,987 9.8
58 率	250,439 100.0	4,875 1.9	6,488 2.6	961 0.4	26,828 10.7	573 0.2	143,173 57.2	41,829 16.7	25,712 10.3

資料「国民の福祉の動向、昭和59年、特集号」p.109

る。施設での処遇のあり方がつねに検討されなくてはならない²⁸⁾。1909年の第一回全米児童福祉会議が「緊急やむおえない理由がないかぎり、児童をその家庭から引き離すべきでない」とし、最良の施設といえども最悪の家庭より劣るとされて以後、救貧法における劣等処遇の原則が「施設」についてまわる。いわゆる「烙印」を押しつけられてきた歴史が完全に払拭しきれているわけではない²⁹⁾。子どもにとって家庭生活の意義を強調することは望ましいことではある。けれども、それはコミュニティ・ケアの意味が相当に深まったところでのことなのである。たとえ自らが蒔いた種とはいえ、コミュニティに受け入れられず、必要なサービスを受えられないような状況にあっては「施設」の意義はどんなに強調してもしすぎることはないといえよう。

児童相談所において養護相談の理由別処理数を示しているのが表2である。それと養護施設への入所理由(そ

れは入所の直接的要因ではあっても必ずしも養護問題の発生原因ではない)を示した図1とを関連させて考えてみよう。親の行方不明、離別という比率が高くなってきた。とくに母親のそれは顕著である。また図示はしなかったが離婚というばあいには、父親が親権者になっている児童の方の入所率が母親のばあいよりきわめて高い。収容保護の比重が高い日本の特徴といえるであろう³⁰⁾。

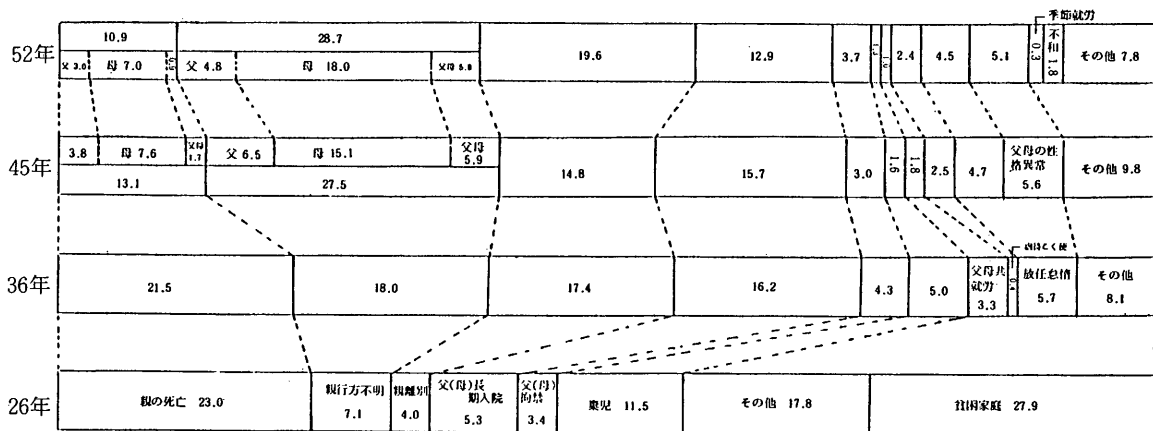
子どもに与える離婚による影響は多様である。親に対する不信心、主体的な意欲の喪失などは何も要養護児童のみに限ったことではないが、それが養護問題の再生産につながることは阻止しなくてはならないだろう。「パパとママの離婚」³¹⁾にさいして、子どもはどうするか、というようなテキストが日本の子どもたちにも必要となるような日がこないことを願うしかない。それとも親と子がまず「友だち」³²⁾になるという方法を考えることが必要になるのだろうか。

ともあれ養護施設についての最低基準が「最高基準」となっている状況³³⁾は変えられてしかるべきである。さらに養護施設を出たあとの問題、すなわちアフター・ケアについてはこれまでもいろいろに考えられてはきたが³⁴⁾、今後に残された課題も多い。表3が示しているのは多くの子どもたちが高校進学という希望に燃えているときに、施設で生活している子どもたちの姿である。人

表2 児童相談所における養護相談の理由別処理件数
昭和58年度(1983)

	総数	傷病	家出	離婚	死亡	棄児	家族環境	その他
件数	29,115	6,101	4,529	2,694	776	363	6,023	8,629
率(%)	100.0	21.0	15.6	9.3	2.7	1.2	20.7	29.6

資料:「前掲書」



資料: 全国社会福祉協議会『月刊福祉』臨時増刊号 1983

図1 養護施設入所理由 年次別

表3 57年3月中学を卒業した養護施設児童の進路とその後の状況（全養協）

(57年3月1日現在在籍した中学3年生を該当児とする)

	進路	全日制高校		c 職業 訓練校	d 各学 種校	e 定時制高校 (就職せず)	f 就職・ 定時制高校	g 就職	h その他	i 計	その他の理由
		a 公	b 私								
1. 措置継続	57年4月	464	122	83	27	20	24	20	19	779(33.4)	病氣療養中、 養護学校高等 部専門学校 入院、死亡
	うち中退・転職者数 (57年9月1日)	13	6	5		1	中退 (1)	転職 ()	4		
2. 家庭引取	57年4月	139	75	37	22	4	51	143	22	493(21.1)	少年院入所 家事手伝 家庭内就労 病氣入院、 生保受給
	うち中退・転職者数 (57年9月1日)	9	8	9			中退 (6)	転職 (13)	34	2	
3. 他措置 施設変更	57年4月	8	3	11				3	15	40(1.7)	精薄施設 高齢児施設 アフター ケア施設 婦人保護施設
	うち中退・転職者数 (57年9月1日)			1			中退 ()	転職 ()			
4. 自立	57年4月	5	7	7	14	6	268	708	10	1,025(43.8)	企業内学校
	うち中退・転職者数 (57年9月1日)	1		1			中退 (42)	転職 (45)	158		
計		616 (26.4)	207 (8.9)	138 (5.9)	63 (2.7)	30 (1.3)	343 (14.7)	874 (37.3)	66 (2.8)	2,337 (100.0)	57年3月1日 現在在籍した 中学3年生の数

備考・「措置継続」のf・gは、就職しても一定期間を措置停止とし、4月時点では措置解除されていない児童等である。

- ・「自立」の「全日制高校」は、奨学生（新聞配達）・お手伝等、住み込みで通学している者。
- ・「就職」の転職者数は、複数転職の場合も1人としてみている。

生の大事な岐路において彼らへの援助がひとり施設職員
のみの問題ではないことを知らなくてはならない³⁵⁾。

これらの事実が示しているのは子どもの人権が無視され
ているということである。児童福祉法そのものが慈し
みの、恩恵の対象としてしか児童をみていないのでは
ないか。より子どもの権利ということを強調していくべき
ではないかという指摘がある。具体的には「養護請求権」
とでもいうべきものであろう³⁶⁾。

おわりに

家族はいまの社会において二つの義務（生活保持、生
活扶助）を果すべく期待されている。多くの家族がとも
かくも、その役割を遂行しているなかにあって、ある一
部は全くの消費的存在でしかない子どもの養育を放棄し
てしまう。子育てにともなう親としての精神的充実を得
る前に、主として経済的に破綻してしまうのである。子
どもが「社会の子ども」であるとするならば家庭での養
育とともに社会的養護の問題は今後とも多くの論議がな
されなくてはならないはずである。さきにも述べたよう

に児童養育の私事性の修正（公的権力の介入）は親の責
任を軽減したり放棄させたりするものではけっていない
のである³⁷⁾。そうした確信のもとに、われわれは今後の
検討を進めていかななくてはならない。

謝 辞

本研究は昭和58年度東京家政大学特別研究費による第
三報である。記して感謝する。

註

- 1) それは毎年度、厚生省が刊行する「白書」に象徴的
に示される。なお小松・本間他著：社会福祉の方法、
建帛社（東京）、1982の第1章を参照してほしい。
- 2) 本間真宏：社会福祉行政の遂行過程について 東
京家政大学研究紀要、25 所収（1985）
- 3) 本間真宏編：子どもの生活、相川書房（東京）、
1984
- 4) 本間真宏：保育所管理・運営組織、大久保稔他編
：保育行政、チャイルド本社（東京）、1985

- 5) 横浜市母子寮機能研究会：〈報告書〉は近刊の予定である。
- 6) 本間真宏：社会変動と養護問題，古川孝順他編：児童福祉の成立と展開，川島書店（東京），1975
そこでは昭和40年代までの児童養護問題について考えたのであるが，その後の事象（及び政策）の分析が求められており，本稿はそのひとつの試みとなるものである。
- 7) その法的規定については〈註2〉の文献及び厚生省児童家庭局編：新版児童福祉法，母子及び寡婦福祉法，母子保健法，精神薄弱者福祉法の解説，時事通信社（東京），1982を参照のこと。
- 8) 塚本哲：ぽっくりさん信仰，保健同人社（東京），1976
- 9) 本間真宏：医療の問題とその社会福祉援助，小松源助他著：社会福祉の方法，建帛社（東京），1982
- 10) C・ビンセント（服部・久米訳）：未婚の母—その心理学的考察，家政教育社（東京），1976
- 11) 〈註3の文献〉
- 12) ジュリスト総合特集：現代の女性—状況と展望，有斐閣（東京），1976 菅原真理子：サラダ・バーの女たち，紀尾井書房（東京），1981
- 13) 菊田昇：私には殺せない，現代企画室（東京），1973 同：天使よ大空へ翔べ，恒友出版（東京），1979
- 14) 金城清子：法女性学のすすめ，有斐閣（東京），1983 同：家族という関係，岩波新書（東京），1985
- 15) E・ケイ（小野寺訳）：児童の世紀，富山房（東京），1979
- 16) イブセンの「人形の家」が上演された当時，多くの批難・迫害が彼を襲ったが，今日ではこのような，子ども側からの視点からも考えてみる必要があるであろう。
- 17) 〈注3の文献〉及び本間真宏：児童福祉の規定・試論(3)—父子家庭における問題を考えるなかで 東京家政大学研究紀要，17（1）所収（1977）を参照されたい。
- 18) J・ガルブレイス（鈴木訳）：ゆたかな社会，岩波書店（東京），1960
- 19) 本間真宏：児童福祉の規定・試論(5)—非行問題との関連で 東京家政大学研究紀要，24（1）所収 1984
- 20) 城山三郎：素直な戦士たち，新潮社（東京），1978
清水将之：青い鳥症候群—偏差値エリートの末路，弘文堂（東京），1983
- 21) 戸塚宏：私はこの子たちを救いたい，光文社（東京），1983
- 22) 〈註21の文献〉 p,215
- 23) 本間真宏：「規定」の谷間にいる子どもたち 東京家政大学研究紀要，21（1）所収 1981
- 24) 〈註6の文献〉 p,93
- 25) 西村安子：家庭のない子ら，創林社（東京），1981
- 26) 副田義也：児童福祉の展望，全国社会福祉協議会編，子どもの幸せへの提言—児童福祉の状況と展望，全国社会福祉協議会（東京），1979
- 27) その他に民生児童委員などによる援助も重要である。鈴木忠雄：家庭崩壊—民生委員の叫び，人間の科学社（東京），1980
- 28) 浅井春夫編著：汚れなき戦士たち，あいわ出版（東京），1984
- 29) 田代・神田編著：児童憲章—日本の子どもの権利宣言 北樹出版（東京），1980
- 30) この点，A・コーマン（小林訳）：クレイマー，クレイマー，サンリオ（東京），1980がいろいろな示唆を与えてくれる。
- 31) R・ガードナー（深沢訳）：パパとママの離婚，社会思想社（東京），1980
- 32) A・リチャーズ，I・ウィリス（片岡訳）：子どもが家を出ていくとき，晶文社（東京），1982
- 33) 全社協養護施設協議会：季刊児童養護第13巻3号を参照のこと。
- 34) 青少年福祉センター編：絆なき者たち，人間の科学社（東京），1975 和田ミトリ：絆なき魂の放浪，人間の科学社（東京），1979
- 35) 小川利夫他：ぼくたちの15才，ミネルヴァ書房（京都），1983
- 36) 児童養護問題に関する専門誌として〈注33〉のものがある（昭和45年発刊）。創刊号には次の6つの指標が掲げられていた。イ）処遇研究 ロ）養護責任の明示 ハ）他施策との関連 ニ）子どもの人権の明確化と擁護 ホ）施設養護の実態分析と方向づけ ヘ）職員の質的充実。
- 37) 全社協養護施設協議会編：泣くものか—子どもの人権10年の証言，亜紀書房（東京），1977